



平成16年9月17日

各 位

会社名 株式会社メディビック
代表者名 代表取締役社長 橋本 康弘
(コード番号2369:東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理本部長 太田雅敏
(Tel: 03-5510-2407)

2007年満期円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成16年9月17日開催の当社取締役会において、2007年満期円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議致しましたので、その概要につき、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 社債の名称

2007年満期円建株式会社メディビック転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 本社債の発行価額

本社債額面金額の100%(各本社債の額面金額2,000万円)

3. 本新株予約権の発行価額

無償とする。

4. 払込期日及び発行日

2004年10月4日(香港時間)

5. 募集の方法

(1) Canyon Capital の総額買取引受による香港を中心とする海外市場(但し、米国を除く)における私募。

(2) 発行価格(募集価格)

本社債額面金額の100%

ご注意: この文書は、当社が円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

種類

当社普通株式

数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記6.（3）記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権行使により生じる0.01株未満の端株は切捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により端株が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 新株予約権の総数

70個

(3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額（以下「転換価額」という。）は、当初、131,000円とする。

転換価額の修正

転換価額は、本新株予約権付社債発行後、2004年10月より3か月毎の最終取引日（以下「決定日」という。）までの各3連続取引日（決定日当日を含み、終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果、1,000円未満の数を生じた場合は、その1,000円未満の数を切り捨てた金額）（以下「決定日価額」という。）が、その時点で有効な転換価額を下回る場合、転換価額は、翌取引日以降、その決定日価額に修正される。但し、決定日価額が91,000円（但し、下記により、転換価額と同様に調整される。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は、下限転換価額とする。

転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）をいう。

ご注意：この文書は、当社が円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

調整後
転換価額

調整前
転換価額

既発行株式数 +

新発行・処分株式数 × 1株当たりの発行・処分価額

時価

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (4) 新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債の利率、発行価額その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成16年9月16日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値とした。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額
本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額は、転換価額（調整又は修正された場合は、調整又は修正後の転換価額）に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (6) 新株予約権の行使期間
2004年10月8日から2007年10月3日の午前11時（日本時間）まで。但し、本新株予約権付社債の全部を期限前に償還する場合には、当該償還日に先立つ3銀行営業日前の日の午前11時（日本時間）までとする。
- (7) その他の新株予約権行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 消却事由及び消却の条件
下記7.(5)に従って本社債が償還された場合等社債要項に定める一定の事由が生じて本社債が繰上償還された場合、同時に本新株予約権は無償で消却される。

ご注意：この文書は、当社が円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(9) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在は6月30日及び12月31日に終了する6ヶ月の期間をいう。）の初めに本新株予約権の行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(10) 行使請求受付場所

当社本店（東京都千代田区内幸町一丁目1番1号）

7. 本社債に関する事項

(1) 本社債の発行総額

14億円

(2) 各社債券の額面金額

20,000,000円

(3) 本社債の利率

本社債には利息を付さない。

(4) 利払期日及び利払方法

該当事項なし

(5) 償還期限、償還価額及び償還の方法

満期償還

2007年10月4日（香港時間）に、本社債額面金額の100%で償還する。

150%コールオプション条項による繰上償還

2005年4月4日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、連続する5取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日において有効な転換価額（上記6.(3)に規定されている。）の150%以上であった場合、当社は、その裁量により、当該5連続取引日の末日から30日以内に、本新株予約権付社債の社債権者に対して、繰上償還を行う日の60日前から30日前までの間に通知を行うことにより、未償還の本社債全部（一部は不可）を本社債額面金額の100%（当該本社債につき既発生の上記の支払義務がある場合には、当該金額を加えた額）で償還することができる。

ご注意：この文書は、当社が円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

税制変更による繰上償還

満期償還時その他の時点において当社が税制変更等により追加額の支払義務を負い又は負うこととなる場合には、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して60日前から30日前までの間に通知を行うことにより、残存する本社債の全部を額面金額の100%で繰上償還することができる。

当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が、商法に基づく株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる旨を当社の株主総会において決議した場合には、本新株予約権付社債の要項に従い所定の手続を経た後、一定の条件の下で、かかる株式交換又は株式移転の効力発生日の前に、社債権者に対して60日前から30日前までの間に通知をした上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面金額の100%(当該本社債につき既発生の上記のその他の支払義務がある場合には、当該金額を加えた額)にて償還することができる。

債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が発生し、本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の支払期限が直ちに到来する旨の通知を行った場合、当社は、直ちに残存する本社債の全部につき期限の利益を喪失し、その未払元本及び本新株予約権付社債の要項に定める費用の合計額を直ちに償還しなければならない。

(6) 本社債券の様式

無記名式新株予約権付社債券

(7) 本社債の担保又は保証

該当事項なし

(8) 財務上の特約

担保提供制限が付される。

(9) 取得格付

なし

ご注意：この文書は、当社が円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

8. 買入消却

当社は、いつでも本新株予約権付社債を買入れ、これを消却することができる。当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、その裁量により当該本新株予約権付社債を保有し、売却し又は消却することができる。当社が当該新株予約権付社債を買入消却した場合、当社は、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を放棄するものとする。

9. 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

10. 上場

該当事項なし。

11. 安定操作取引

該当事項なし。

買取引受先の概要

買取引受先の氏名又は名称		Canyon Capital
新株予約権付社債（額面）		金1,400,000,000円
払込金額		金1,400,000,000円
割当予定先の内容	住所	Walker House, Mary Street, PO Box 908 GT, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands
	代表者の氏名	Martin Lang
	事業の内容	投資業
当社との関係	出資関係	なし
	取引関係等	なし
	人的関係等	なし

以上

ご注意：この文書は、当社が円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 調達資金の使途

手取り金概算額 13 億 7,000 万円については、創薬事業における新規化合物の導入・開発費用、開発初期の候補化合物獲得を目的とした投資、及び、創薬関連企業等との関係強化を目的とした投融資に充当する予定であります。

(2) 業績に与える見通し

今回の発行に伴い、調達した資金を創薬事業拡大のための必要資金に充当することにより、当社グループの一層の業容拡大と事業基盤拡充を見込んでおります。さらに、新株式への転換による株主資本の充実、財務体質の強化を見込んでおります。

2. 過去の利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、平成 12 年 2 月の設立以来、配当を実施した実績はありません。平成 15 年 12 月期では黒字になりましたが、平成 14 年 12 月期までは連続して損失を計上しており、現在なお、繰越欠損金があります。

当社は、確固たる競争力を早期に築くことが重要な経営課題のひとつであるとして認識しており、製品開発や人材確保を重視するとともに、海外における研究開発基盤の確立、事業・資本提携等の積極的な事業展開を推進するため、内部留保に重点を置く方針であります。しかし、株主への利益還元についても重要な経営課題であると認識しており、段階的な利益計上によって欠損金を解消した後は、業績及び財政状態を勘案しつつ、さらなる事業拡大のための再投資の実行あるいは利益配当を実施するかの方針を決定する予定であります。

(2) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 13 年 12 月期	平成 14 年 12 月期	平成 15 年 12 月期
1 株当たり当期利益	15,857.03 円	10,914.92 円	700.46 円
1 株当たり配当金	-	-	-
実績配当性向	-	-	-
株主資本利益率	-	-	1.5%
株主資本配当率	-	-	-

(注) 1. 株主資本利益率は、当該期間の当期利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

2. 株主資本利益率については、平成 13 年 12 月期、平成 14 年 12 月期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 1 株当たり利益の算定において、平成 15 年 12 月期事業年度から「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 14 年 9 月 25 日企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成 14 年 9 月 25 日企業

ご注意：この文書は、当社が円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、この変更による影響はありません。

当社は、平成15年6月2日付で、株式1株につき3株の株式分割を行っております。なお、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行なった場合の1株当たり当期純利益は以下のとおりとなっております。

	平成13年12月期	平成14年12月期
1株当たり当期純利益	5,285.67円	3,638.30円

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算定しておりません。

なお、当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年8月21日開催の臨時株主総会及び平成16年3月30日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	平成16年9月16日現在	
臨時株主総会又は定時株主総会の特別決議日	平成14年8月21日	平成16年3月30日
新株予約権の目的となる株式の数	10,440個	2,000個
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額	発行価格 41,667円 資本組入額 20,834円	発行価格 260,200円 資本組入額 130,100円
新株予約権行使期間	平成16年9月2日から 平成24年9月1日まで	平成18年4月1日から 平成26年3月29日まで

(注)平成15年4月22日開催の取締役会決議に基づき、平成15年6月2日をもって1株を3株に分割いたしました。また、平成16年5月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年8月20日をもって1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の株、新株予約権の行使により発行する株式の行使価格及び資本組入額が調整されております。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成15年9月18日	2,157,300千円	1,075,196千円	1,608,001千円

(注)1.平成15年9月18日付で当社株式の東証マザーズ市場への上場に伴い、公募増資による新株式発行及び売出し(発行株式数8,500株、発行価格270,000円、資本組入額89,250円)を実施しております。

エクイティ・ファイナンスの状況は、東証マザーズ市場上場後平成16年9月16日までの

ご注意：この文書は、当社が円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

状況について記載しております。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

年月日	平成13年12月期	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期
始値	-	-	-	507,000円
高値	-	-	792,000円	627,000円 316,000円
安値	-	-	398,000円	398,000円 128,000円
終値	-	-	503,000円	131,000円
株価収益率	-	-	718.1倍	-

- (注) 1.平成15年9月18日付で当社株式の東証マザーズ市場への上場に伴い、公募増資による新株式発行及び売出し(発行株式数8,500株、発行価格270,000円、資本組入額89,250円)を実施しております。
- 2.平成15年6月2日付で、1株を3株にする株式分割を、平成16年8月20日付で1株を2株にする株式分割をそれぞれ実施しております。
- 3.平成16年12月期において 印が付された株価は、上記2.の株式分割の権利落後の株価を表示しております。
- 4.平成16年12月期の株価については、平成16年9月16日現在で表示しております。
- 5.株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たりの当期純利益で除した数値です。

(4) その他

当社は、外部の弁護士より、これらの円建転換社債型新株予約権付社債の発行手続きに関する意見を徴取いたしました。

ご注意：この文書は、当社が円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。